

平成 17 年 6 月 27 日

内閣府犯罪被害者等施策推進室

犯罪被害者等基本計画骨子案（3）

- 精神的・身体的被害の回復・防止への取組（基本法第14,15,19条関係） -

1 保健医療サービス及び福祉サービスの充実等（基本法第14条関係）

[現状認識]

平成15年において、生命・身体に被害を受けた犯罪の被害者数は、123万7,230人に及ぶ（交通業過による被害者及び道路上の交通事故に係る危険運転致死傷を含む。）。このうち、生命に被害を受けた事件の遺族はいうまでもないが、身体に被害を受けた者についても、多くの者が同時に精神的被害を受けていると考えられる。また、身体に対する被害（物理的外傷）はなくとも犯罪等によって直接的に精神的被害を受けた犯罪被害者等は多数に上ると考えられ、性犯罪の被害者（同年において、傷害の結果を伴う者を除き、1万1,244人）を始め、PTSDのように重篤で難治性のものに罹患している者も少なくないと考えられる。なお、性犯罪のように顕著な精神的被害を与えると考えられる犯罪については、被害申告がなされず、いわゆる暗数化している犯罪被害者等も少なくないと考えられる。

こうした精神的・身体的被害に対する保健医療サービス、福祉サービスについては、不十分であるとの指摘があり、特に精神的被害については、刑事司法関係者等もとより、精神保健関係者においても依然として理解そのものが不十分な面があるとの指摘がある。

（上記「現状認識」に対する構成員意見）

また、身体に対する被害（物理的外傷）はなくとも犯罪等によって直接的に精神的被害を受けた犯罪被害者等は多数に上ると考えられ、中には性犯罪の被害者（同年において、傷害の結果を伴う者を除き、1万1,244人）を始め、重度のPTSD ~~のように重篤で難治性のものに~~罹患している者も少なくないと考えられる。

（上記意見に対する内閣府意見）

御意見を踏まえ、以下のとおり修正することとしたい。

また、身体に対する被害（物理的外傷）はなくとも犯罪等によって

直接的に精神的被害を受けた犯罪被害者等は多数に上ると考えられ、中には性犯罪の被害者（同年において、傷害の結果を伴う者を除き、1万1,244人）を始め、重度のPTSD等重篤で難治性のものに罹患している者も少なくないと考えられる。

[今後講じていく施策]

(第14条「今後講じていく施策」に対する構成員意見 (要旨))

「義務教育段階で、人権教育の一環として犯罪被害者教育を行うべきである」と発言したが、どこにも入っていない。どこかに入れていただきたい。

(上記意見に対する内閣府意見)

第6回検討会（第20条関係）において議論することとさせていただきたい。

(1) 「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」の継続的实施等

ア 厚生労働省において、平成8年度から実施している医師、看護師、保健師、精神保健福祉士などを対象とした「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」を継続して実施し、PTSD対策に係る専門家を養成するとともに、犯罪被害者等の精神的被害について、医療・福祉関係者に対する啓発を更に推進する。【厚生労働省】

イ アの「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」において、犯罪被害者等に対する相談等の支援に関する研修を更に充実する。【厚生労働省】

(上記「(1)」に対する構成員意見)

(1) PTSD等対策に係る専門家の養成研修会の継続的实施等

ア 厚生労働省において、平成8年度から実施している医師、看護師、保健師、精神保健福祉士などを対象としたPTSD等対策に係る専門家の養成研修会を継続して実施し、PTSD等対策に係る専門家を養成するとともに、犯罪被害者等の精神的被害について、医療・福祉関係者に対する啓発を更に推進する。【厚生労働省】

イ アのPTSD等対策に係る専門家の養成研修会において、犯罪被害者等に対する相談等の支援に関する研修を更に充実する。【厚生労働省】

(上記意見に対する内閣府意見)

「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」については、現行の研修会の名称を指すものであり、それを更に充実していくこととしているところである。また、原案ではPTSD以外の精神的被害の啓発を明記するなどPTSD以外の精神的被害への対応を排除するものではなく、原案どおりとしたい。

(上記「(1)イ」に対する構成員意見)

イ アのPTSD対策に係る専門家の養成研修会において、犯罪被害者等に対する相談等の支援に関する研修を更に充実することができるか検討する。【厚生労働省】

(上記意見に対する内閣府意見)

御意見を踏まえ、以下のとおり、修正することとしたい。

アの「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」において、犯罪被害者等に対する相談等の支援に関する研修を更に充実する方向で検討を行い、1年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。

(2) PTSDの治療等のための高度な専門家の養成、体制整備及び施設の増強に資する施策の検討及び実施

厚生労働省において、犯罪被害者等のPTSD等の精神的被害について、犯罪被害者等に特有の対応を要する面があることを踏まえ、診断・治療・鑑定等を行う専門家及び施設が不足していることを前提に、実態を把握し、その上で、必要とされる専門家の養成、体制整備及び施設の増強に資する施策を検討し、1年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。【厚生労働省】

(上記「(2)」に対する構成員意見)

(2) PTSDの治療等のための高度な専門家の養成、~~及び~~体制整備~~及び~~施設の増強に資する施策の検討及び実施

厚生労働省において、犯罪被害者等のPTSD等の精神的被害について、犯罪被害者等に特有の対応を要する面があることを踏まえ、診断・治療・~~鑑定~~等を行う専門家及び施設が不足していることを前提に、実態を把握し、その上で、必要とされる専門家の養成、~~及び~~体制整備及び~~施設~~の増強に資する施策を検討し、~~3~~3年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。【厚生労働省】

(上記意見に対する内閣府意見)

検討会において、国立のセンターや各都道府県に専門の医療機関の設置を求める意見があったことも踏まえ、検討期間も含めて再度御議論いただく必要があると考える。その上で特段の異論がなければ、厚生労働省意見のとおり、修正することとしたい。

(上記「(2)」に対する構成員意見)

(2) PTSD等の治療等のための高度な専門家の養成、体制整備及び施設の増強に資する施策の検討及び実施

厚生労働省において、犯罪被害者等のPTSD等の精神的被害について、犯罪被害者等に特有の対応を要する面があることを踏まえ、診断・治療・鑑定等を行う専門家及び施設が全国的に不足していることを前提に、実態を把握し、その上で、必要とされる専門家の養成、体制整備及び施設の増強に資する施策を検討し、1年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。【厚生労働省】

(上記意見に対する内閣府意見)

については、PTSD以外の精神的被害を排除する趣旨ではないため、原案どおりとしたい。 について、特段の異論がなければ、大久保構成員意見のとおり、修正することとしたい。

(上記「(2)」に対する構成員意見)

(2) PTSD等重度ストレス反応の治療等のための高度な専門家の養成、体制整備及び施設の増強に資する施策の検討及び実施

厚生労働省において、犯罪被害者等のPTSD等の精神的被害について、犯罪被害者等に特有の対応を要する面があることを踏まえ、診断・治療・鑑定等を行う専門家及び施設が不足していることを前提に、実態を把握し、その上で、必要とされる専門家の養成、体制整備及び施設の増強に資する施策を検討し、1年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。【厚生労働省】

(上記意見に対する内閣府意見)

御意見を踏まえ、以下のとおり、修正することとしたい。

(2) 重度のPTSD等重度ストレス反応の治療等の・・・

厚生労働省において、犯罪被害者等の重度のPTSD等重度ストレス反応について、・・・実態を把握し、その上で、必要とされる高度な専門家の養成、体制整備及び施設の増強に資する施策を検討し、・・・。

以上の厚生労働省意見、大久保構成員意見及び中島構成員意見を踏まえ、以下のとおりとしたい。

(2) 重度のPTSD等重度ストレス反応の治療等のための高度な専門家の養成及び体制整備に資する施策の検討及び実施

厚生労働省において、犯罪被害者等の重度のPTSD等重度ストレス反応について、犯罪被害者等に特有の対応を要する面があることを踏まえ、診断・治療等を行う専門家が全国的に不足していることを前提に、実態を把握し、その上で、必要とされる高度な専門家の養成及び体制整備に資する施策を検討し、3年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。

(3) PTSD等に関する知識・技能を修得させる教育の促進

文部科学省において、厚生労働省の協力を得て、犯罪被害者等のPTSD等の精神的被害について、医療従事者になろうとする者の大学その他教育課程の中で必要な知識・技能を修得させるための施策を検討し、1年以内を目途に結論を出し、当該施策を実施する。【文部科学省】

(上記「(3)」に対する構成員意見)

~~(3) PTSD等に関する知識・技能を修得させる教育の促進~~

~~文部科学省において、厚生労働省の協力を得て、犯罪被害者等のPTSD等の精神的被害について、医療従事者になろうとする者の大学その他教育課程の中で必要な知識・技能を修得させるための施策を検討し、1年以内を目途に結論を出し、当該施策を実施する。【文部科学省】~~

~~()「(12) 犯罪被害者等への適切な対応に資する医学教育の促進」に包含される~~

内容であるため一本化する。

(上記意見に対する内閣府意見)

文部科学省意見のとおり、修正することとしたい。

(4) PTSD治療に対する医療保険適用の範囲拡大

厚生労働省において、PTSDに対する治療に関し、医療保険適用の範囲の拡大について検討し、1年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。【厚生労働省】

(上記「(4)」に対する構成員意見)

(4) PTSDの診断及び治療に対する~~係る~~医療保険適用の範囲の拡大

厚生労働省において、PTSDに対する~~の診断及び治療に関し、に係る~~医療保険適用の範囲の拡大について~~検討し、科学的評価を行い、これを踏まえ、平成18年度に予定している次期診療報酬改定において、必要に応じて措置を講ずる。~~~~1年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。【厚生労働省】~~

(上記意見に対する内閣府意見)

厚生労働省意見のとおり、修正することとしたい。

(5) 身体医療に連動した精神的ケアのための体制整備

厚生労働省において、身体医療に連動した精神的ケアのための体制整備に資する施策を検討し、1年以内を目途に結論を出し、当該施策を実施する。【厚生労働省】

(上記「(5)」に対する構成員意見)

(5) ~~身体救急~~医療に連動した精神的ケアのための体制整備

厚生労働省において、~~身体救急~~医療に連動した精神的ケアのための体制整備に資する施策を検討し、1年以内を目途に結論を出し、当該施策を実施する。【厚生労働省】

(上記意見に対する内閣府意見)

厚生労働省意見のとおり、修正することとしたい。

(6) 高次脳機能障害者への支援の充実

ア 厚生労働省において、高次脳機能障害者支援モデル事業の成果の全国への普及を図っていく。【厚生労働省】

イ 厚生労働省において、障害者自立支援法（平成17年6月6日現在未成立）に基づき、高次脳機能障害者の適性とニーズに応じた支援を提供できるような仕組みを構築する。【厚生労働省】

(上記「(6)」に対する構成員意見)

(6) 高次脳機能障害者への支援の充実

~~ア 厚生労働省において、高次脳機能障害者支援モデル事業の成果の全国への普及を図っていく。【厚生労働省】~~

イ 厚生労働省において、障害者自立支援法（平成17年6月6日現在未成立）や高次脳機能障害支援モデル事業の成果の普及等に基づきより、高次脳機能障害者の適性とニーズに応じた支援を提供できるような仕組みを構築する。【厚生労働省】

(上記意見に対する内閣府意見)

厚生労働省意見のとおり、修正することとしたい。

(7) 長期療養を必要とする犯罪被害者のための施策の検討及び実施

ア 厚生労働省において、犯罪被害者等がいわゆる植物状態になったことで症状が固定したとして転院を迫られる実態の有無等、犯罪等の被害により長期療養を必要としている犯罪被害者の長期療養の現状に関する必要な調査を行い、1年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。【厚生労働省】

(上記「(7)ア」に対する構成員意見)

ア 厚生労働省において、犯罪被害者等を含め、長期療養を必要とする患者が

~~いわゆる植物状態になったことで症状が固定したとして転院を迫られる実態の有無等、犯罪等の被害により長期療養を必要としている犯罪被害者の長期療養の現状に関する必要な調査を行い、必要な医療や介護サービスを受けられる方策について、医療機能の分化、連携を含めた平成18年の医療提供体制の改革の中で検討して~~1年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。【厚生労働省】

(上記意見に対する内閣府意見)

特段の異論がなければ、厚生労働省意見のとおり、修正することとしたい。

**イ 給付金の支給に係る制度の充実等（基本法第13条関係）に関して設置する検討の会において、特に犯罪等の被害による後遺障害者に対する経済的支援及び福祉サービスのあり方について十分に検討する。
【内閣府・警察庁・法務省・厚生労働省】**

(8) 思春期精神保健の専門家の養成

厚生労働省において、平成13年度から実施している医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、児童相談員などを対象とした思春期精神保健の専門家の養成研修を継続して実施し、思春期精神保健の専門家を養成する。【厚生労働省】

(上記「(8)」に対する構成員意見)

(8) 思春期精神保健の専門家の養成

厚生労働省において、平成13年度から実施している医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、児童相談員などを対象とした思春期精神保健の専門家の養成研修を継続して実施し、思春期精神保健の専門家を養成する とともに、児童虐待やDVを含む犯罪被害者の心理と治療・対応についての研修を充実させる。

【厚生労働省】

(上記意見に対する内閣府意見)

「犯罪被害者の心理と治療・対応」に係る専門家の養成については、全

一般的には「(1)ア,イ」及び「(2)」で対応することとしているが、他方で思春期精神保健の専門家養成において児童虐待やDVの観点を踏まえるべきとの趣旨であれば、以下のとおり修正することとしたい。

(8) 思春期精神保健の専門家の養成

厚生労働省において、平成13年度から実施している医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、児童相談員などを対象とした思春期精神保健の専門家の養成研修を継続して実施し、思春期精神保健の専門家を養成するとともに、児童虐待やDVの被害者の心理と治療・対応についての研修を充実させる。【厚生労働省】

(9) 少年被害者（犯罪等により被害を受けた少年）の心の診療に携わる医師の養成

厚生労働省において、平成17年3月に立ち上げた「子どもの心の診療に携わる専門の医師の養成に関する検討会」において、犯罪等の被害を受けた子どもの心の診療に携わる医師の養成についても十分に検討を行う。【厚生労働省】

(上記「(9)」に対する構成員意見)

~~(9) 少年被害者（犯罪等により被害を受けた少年）の心の診療に携わる医師の養成~~

~~厚生労働省において、平成17年3月に立ち上げた「子どもの心の診療に携わる専門の医師の養成に関する検討会」において、犯罪等の被害を受けた子どもの心の診療に携わる医師の養成についても十分に検討を行う。【厚生労働省】~~

~~() 「(10)」に包含される内容である。~~

(上記意見に対する内閣府意見)

厚生労働省意見のとおり、修正することとしたい。

(10) 少年被害者のための治療等の専門家の養成、体制整備及び施設の増強に資する施策の検討及び実施

厚生労働省において、少年被害者の被害について、犯罪被害者等に特

有の対応を要する面があることを踏まえ、治療又は保護を行う専門家が不足し、そのための体制及び施設が十分ではないことを前提に、現状に関する必要な調査を行い、その上で、少年被害者が利用しやすく、地域的な隔たりなく十分な治療・配慮を受けられ、また、十分な期間保護が受けられるようにするため、児童精神科医等専門家の養成、その適正な配置その他の体制整備及び施設の増強に資する施策を検討し、1年以内を目途に結論を出し、当該施策を実施する。【厚生労働省】

(上記「(10)」に対する構成員意見)

(10) 少年被害者のための治療等の専門家の養成、体制整備及び施設の増強に資する施策の検討及び実施

厚生労働省において、少年被害者の被害について、犯罪被害者等に特有の対応を要する面があることを踏まえ、治療又は保護を行う専門家が不足し、そのための体制及び施設が十分ではないことを前提に、現状に関する必要な調査を行い、その上で、少年被害者が利用しやすく、地域的な隔たりなく十分な治療・配慮を受けられ、また、十分な期間保護が受けられるようにするため、児童精神科医等専門家の養成、その適正な配置その他の体制整備及び施設の増強に資する施策を検討し、~~1年以内を目途に結論を出し、当該施策を実施する。~~【厚生労働省】

(上記意見に対する内閣府意見)

特段の異論がなければ、厚生労働省意見のとおり、修正することとしたい。

(上記「(10)」に対する構成員意見)

(10) 少年被害者のための治療等の専門家の養成、体制整備及び施設の増強に資する施策の検討及び実施

厚生労働省において、少年被害者の被害について、犯罪被害者等に特有の対応を要する面があることを踏まえ、**全国的に**治療又は保護を行う専門家が不足し、そのための体制及び施設が十分ではないことを前提に、現状に関する必要な調査を行い、その上で、少年被害者が利用しやすく、地域的な隔たりなく十分な治療・配慮を受けられ、また、十分な期間保護が受けられるようにするため、児童精神科医等専門家の養成、その適正な配置その他の体制整備及び施設の増強に資する施策を検討し、1年以内を目途に結論を出し、当該施策を実施する。【厚生労働省】

(上記意見に対する内閣府意見)

特段の異論がなければ、大久保構成員意見のとおり、修正することとした
い。

(11) 性暴力被害者のための医療体制の整備に資する施策の検討及び実施

厚生労働省において、性暴力被害者について、特有の対応を要する
面があることを踏まえ、実態を把握し、その上で、性暴力被害者が利
用しやすく、地域的な隔たりなく、十分な治療・配慮等を受けること
ができるような医療体制の整備に資する施策を検討し、1年以内を目
途に結論を出し、当該施策を実施する。【厚生労働省】

(上記「(11)」に対する構成員意見)

(11) 性暴力被害者のための医療体制の整備に資する施策の検討及び実施

厚生労働省において、性暴力被害者について、特有の対応を要する面がある
ことを踏まえ、~~実態を把握し、その上で、~~性暴力被害者が利用しやすく、~~地域
的な隔たりなく、~~十分な治療・配慮等を受けることができるような医療体制の整
備に資する施策を検討し、1年以内を目途に結論を出し、当該施策を実施する。【厚
生労働省】

(上記意見に対する内閣府意見)

特段の異論がなければ、厚生労働省意見のとおり、修正することとした
い。

(12) 犯罪被害者等への適切な対応に資する医学教育の促進

ア 文部科学省において、患者中心の医療を実践することができる医師
の養成に向けた大学教育の「モデル・コア・カリキュラム」について、
医師となった後の犯罪被害者等への適切な対応に資するよう、更に推
進する。【文部科学省】

イ 文部科学省において、医師の養成のための大学教育における医学心
理学（児童精神医学入門）を広く学ばせる取組や家庭内暴力の臨床的

研究など、少年被害者・女性被害者（犯罪等により被害を受けた女性）への適切な対応に資する取組を推進する。【文部科学省】

（上記「(12)」に対する構成員意見）

(12) 犯罪被害者等への適切な対応に資する医学教育の促進

文部科学省において、犯罪被害者等への適切な対応に資するよう、PTSD等の精神的被害に関する知識・技能を修得させるための教育を含め、各大学の医学教育における「モデル・コア・カリキュラム」に基づくカリキュラム改革の取組を更に促進する。【文部科学省】

~~ア 文部科学省において、患者中心の医療を実践することができる医師の養成に向けた大学教育の「モデル・コア・カリキュラム」について、医師となった後の犯罪被害者等への適切な対応に資するよう、更に推進する。【文部科学省】~~

~~イ 文部科学省において、医師の養成のための大学教育における医学心理学（児童精神医学入門）を広く学ばせる取組や家庭内暴力の臨床的研究など、少年被害者・女性被害者（犯罪等により被害を受けた女性）への適切な対応に資する取組を推進する。【文部科学省】~~

（ ）前記(3)についても一本化。

（上記意見に対する内閣府意見）

文部科学省意見のとおり、修正することとしたい。

(13) 犯罪被害者等に関する専門的知識・技能を有する臨床心理士の養成等

ア 文部科学省において、犯罪被害者等に関する専門的な知識・技能を有する臨床心理士の養成について、財団法人日本臨床心理士資格認定協会に働きかけるなど促進する。【文部科学省】

イ 文部科学省において、日本臨床心理士会が行っている被害者支援研修会等犯罪被害者等に対する支援を充実させるための取組を促進する。【文部科学省】

（上記「(13)」に対する構成員意見）

(13) 犯罪被害者等に関する専門的知識・技能を有する臨床心理士の養成等

~~ア 文部科学省において、犯罪被害者等に関する専門的な知識・技能を有する臨床心理士の養成及び研修について、犯罪被害者等に対する支援を充実するため、~~

~~財団法人日本臨床心理士資格認定協会等~~に働きかけるなど促進する。【文部科学省】

~~イ 文部科学省において、日本臨床心理士会が行っている被害者支援研修会等犯罪被害者等に対する支援を充実させるための取組を促進する。【文部科学省】~~

(上記意見に対する内閣府意見)

文部科学省意見のとおり、修正することとしたい。

(14) 刑事司法に精通した医療従事者・福祉関係者の養成

厚生労働省において、警察庁及び法務省の協力を得て、現状及び諸外国の状況に関する必要な調査を行い、厚生労働省及び文部科学省において、犯罪の実情及び刑事司法に精通し、犯罪被害者の置かれた状況を踏まえた支援、捜査・裁判を見通したケア、検査、診断書の作成等を行うことのできる医療従事者・福祉関係者を養成するための施策を検討し、1年以内を目途に結論を出し、当該施策を実施する。【文部科学省・厚生労働省】

(上記「(14)」に対する構成員意見)

厚生労働省において、警察庁、及び法務省及び文部科学省の協力を得て、現状及び諸外国の状況に関する必要な調査を行い、厚生労働省及び文部科学省において、犯罪の実情及び刑事司法に精通し、犯罪被害者の置かれた状況を踏まえた支援、捜査・裁判を見通したケア、検査、診断書の作成等を行うことのできる医療従事者・福祉関係者を養成するための施策を検討し、1年以内を目途に結論を出し、当該施策を実施する。【~~文部科学省~~厚生労働省】

(上記「(14)」に対する構成員意見)

(14) 犯罪被害者に係る刑事司法精神医学に精通した医療従事者・福祉関係者の在り方及びその養成のための施策の検討

厚生労働省において、警察庁、及び法務省及び文部科学省の協力を得て、現状及び諸外国の状況に関する必要な調査を行い、~~厚生労働省及び文部科学省に~~において、犯罪の実情及び犯罪被害者に係る刑事司法精神医学に精通し、犯罪被害者の置かれた状況を踏まえた支援、捜査・裁判を見通したケア、検査、診断書の

作成等を行うことのできる医療従事者~~・福祉関係者~~の在り方及びその養成の手~~を~~るための施策を検討し、~~≠~~3年以内を目途に結論を出し、当該施策を実施する。
【~~文部科学省~~厚生労働省】

(上記意見に対する内閣府意見)

施策の検討に必要な期間を含めて異論がなければ、厚生労働省意見のとおり、修正することとしたい。

(15) 検察官等に対する研修の充実

法務省において、検察官等が犯罪被害者等の支援に精通するための研修等の充実を図っていく。【法務省】

(16) 法科大学院における教育による犯罪被害者等への理解の向上の促進

文部科学省において、各法科大学院が、自らの教育理念に基づき多様で特色のある教育を展開していく中で、犯罪被害者等に対する理解の向上を含め、真に国民の期待と信頼に応えうる法曹の養成に努めるよう促す。【文部科学省】

(17) 児童虐待に対する夜間・休日対応の充実等

厚生労働省において、児童福祉法の一部改正に伴い、次の施策を実施する。

ア 児童相談所における夜間休日における連絡や相談対応の確保、中核市規模の人口を有する市での設置の促進、分室・支所の活用による市町村支援体制の確保等を図っていく。【厚生労働省】

イ 夜間対応等の体制整備や児童虐待に対する医療ケアの重要性にかんがみ、地域の医療機関との協力、連携体制を充実する。【厚生労働省】

(18) 少年被害者の保護に関する学校及び児童相談所等の連携の充実

文部科学省及び厚生労働省において、少年被害者の保護に関し、要保護児童対策地域協議会を活用するなど、学校と児童相談所等少年被害者の保護に資する関係機関との連携を充実する。【文部科学省・厚生労働省】

(19) 少年被害者に対する学校におけるカウンセリング体制の充実等

ア 文部科学省において、少年被害者への適切な対応に資するよう、スクールカウンセラーの適正な配置や能力の強化など、学校におけるカウンセリング体制を充実するとともに、少年被害者に対する必要な学習支援を促進していく。【文部科学省】

イ 文部科学省において、少年被害者への適切な対応に資するよう、スクールカウンセラーの配置のほか、退職職員、保育士、民生委員など地域の人材を「子どもと親の相談員」として小学校に配置する事業を行うなど、学校内において複数の視点で子どもを守り、子どもの変化に早期に対応できる体制を充実する。【文部科学省】

ウ 文部科学省において、少年被害者への適切な対応に資するよう、大学の教職課程におけるカウンセリングに関する教育を促進し、教員に対するカウンセリングに関する研修を充実する。【文部科学省】

(上記「(19)」に対する構成員意見)

(19) 少年被害者に対する学校におけるカウンセリング体制の充実等

~~ア 文部科学省において、少年被害者を含む児童生徒の心のケアへの適切な対応に資するよう、スクールカウンセラーの適正な配置や能力の強化資質の向上、「子どもと親の相談員」の配置など、学校におけるカウンセリング体制を充実するとともに、これらの児童生徒少年被害者に対する必要な学習支援を促進していく。【文部科学省】~~

~~イ 文部科学省において、少年被害者への適切な対応に資するよう、スクールカウンセラーの配置のほか、退職職員、保育士、民生委員など地域の人材を「子どもと親の相談員」として小学校に配置する事業を行うなど、学校内において複数の視点で子どもを守り、子どもの変化に早期に対応できる体制を充実する。【文部科学省】~~

~~ウイ 文部科学省において、少年被害者を含む児童生徒の心のケアへの適切な対応に資するよう、大学の教職課程におけるカウンセリングに関する教育を促進し、教員に対するカウンセリングに関する研修を充実する。【文部科学省】~~

(上記意見に対する内閣府意見)

御意見を踏まえ、特段の異論がなければ、以下のように修正することとしたい。

ア 文部科学省において、少年被害者を含む児童生徒の心のケアに資す

るよう、スクールカウンセラーの適正な配置や資質の向上、「子どもと親の相談員」の配置など、学校におけるカウンセリング体制を充実するとともに、少年被害者を含む児童生徒に対し、個々の状況に応じた必要な学習支援を促進していく。【文部科学省】

イ 文部科学省において、少年被害者を含む児童生徒の心のケアに資するよう、大学の教職課程におけるカウンセリングに関する教育を促進し、教員に対するカウンセリングに関する研修を充実する。【文部科学省】

(上記「(19)」に対する構成員意見(要旨))

「不登校や医療を必要とする寝たきりの被害少年に対しては、教師、医療の専門家を派遣するなどして適切に対処する」との文言を入れるべき。

(上記意見に対する内閣府意見)

御意見を踏まえ、上記「(19)ア」のとおり修正することにより、不登校や医療を必要とする寝たきりの状態となった少年被害者についても、個々の状況に応じた必要な学習支援を促進していくことがより明確に分かるようにし、文部科学省においては、「(19)ア」の「少年被害者に対する必要な学習支援を促進」していく中で、岡村構成員意見を踏まえ、必要な学習支援を促進していただきたい。

(20) 里親制度の充実

厚生労働省において、少年被害者の保護に資するよう、里親養育援助事業や里親養育相互援助事業による里親の支援等により、里親制度の充実を図っていく。【厚生労働省】

(構成員意見)

(21) 被害少年にかかる精神的打撃軽減のための継続的支援の推進

警察において、被害少年の精神的打撃の軽減を図るため、保護者の同意を得た上で、カウンセリングの実施、関係者への助言等の継続的な支援を推進する。

(追加)

(上記意見に対する内閣府意見)

御意見を踏まえ、追加することとしたい。(ただし、(19)の次に追加することとしたい。)

(21) 少年被害者の相談・治療のための専門家・施設等の周知

厚生労働省において、少年被害者の被害に対する相談・治療等を行う専門家、医療施設その他の施設等を把握し、警察とも連携してその周知に努める。【厚生労働省】

(22) 犯罪被害者等に対する医療機関に関する情報の周知

厚生労働省において、犯罪被害者等が利用しやすいように、医療機関の情報を周知するとともに、関係機関において、当該情報を共有し、適時適切に犯罪被害者等に提供する。【厚生労働省】

(23) 犯罪被害者等の受診情報の適正な取扱い

厚生労働省において、犯罪被害者等の受診情報が医療機関や保険者から流出しないよう、個人情報保護法に基づき、医療機関や保険者に対して適切に対応していく。【厚生労働省】

2 安全の確保の充実等（基本法15条関係）

[現状認識]

犯罪被害者等は、暴力団員によるいわゆる「お礼参り」や、児童虐待、ストーカー行為及び配偶者による暴力の反復など、再び危害を加えられることに対し不安を抱いている。また、実際に再被害を受けた事案も皆無ではない。再被害を防止することは当然であるが、再被害に対する不安は、被害申告を躊躇させる原因ともなるなど犯罪被害者等の大きな負担となっており、不安を解消する取組が必要であるとの指摘がある。

（上記「現状認識」に対する構成員意見）

表現では「暴力団員関係、児童虐待、ストーカー、配偶者による暴力の反復・・・」となっているが、犯罪被害者や遺族の多くは、関係者が考える以上再被害に対する恐怖感が強いと、記載された罪種に限定されるような表現ではなく、性被害者や殺人事件遺族、強盗事件等の被害者も入るような表現にしていきたい。

（上記意見に対する内閣府意見）

御意見を踏まえ、以下のとおり修正することとしたい。

犯罪被害者等が再び危害を加えられることに不安を抱くのは、暴力団員によるいわゆる「お礼参り」や、児童虐待、ストーカー行為及び配偶者による暴力の反復などのいわば典型的な場合に限られるものではない。暴力的（攻撃的）な性格の犯罪等により被害を受けた場合、犯罪被害者等の多くが再び危害を加えられることに対し不安を抱く。また、実際に再被害を受けた事案も皆無ではない。再被害を防止することは当然であるが、再被害に対する不安は、被害申告を躊躇させる原因ともなるなど犯罪被害者等の大きな負担となっており、不安を解消する取組が必要であるとの指摘がある。

[今後講じていく施策]

(1) 加害者に関する情報提供の拡充

ア 法務省において、再被害防止のため、警察の要請に応じ、行刑施設、地方更生保護委員会及び保護観察所が警察に対して行う釈放予定、帰

住予定地及び仮出獄中の特異動向等の情報提供、再度の加害行為のおそれを覚知した検察官、行刑施設、地方更生保護委員会及び保護観察所による警察への当該情報の連絡について、関係者への周知徹底を行い、一層円滑な連携を図っていく。【警察庁・法務省】

イ 法務省において、加害者の仮出獄の時期、自由刑の執行終了による釈放予定時期、釈放後の住所についての情報を適切に提供していくほか、さらに、更生保護官署が、保護司との協働体制の下、犯罪被害者等に対し、加害者の釈放予定等を含む刑事裁判終了後の加害者に関する情報を提供できるよう検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。【法務省】

（上記「(1)イ」に対する構成員意見（要旨））

「刑期満了者について、住所、生活状態について国が情報を把握し、刑期満了者の生活が成り立つよう配慮して再犯防止に努めると同時に、犯罪被害者等に刑期満了者の情報を提供するための立法を行うこと」を要望したが入っていない。

出所時だけの住所情報でなく、その後の情報も知らないと、犯罪被害者等の安全は守れない。

（上記意見に対する内閣府意見）

検討会では、出所者の住所だけでなく職場の住所や住居移動についても情報提供してほしいといった要望があることに対し、法務省において、提供させていただける情報の種類、範囲等について2年以内を目途に検討を進めているということであり、上記のようなとりまとめとなった。国が刑期満了者の生活が成り立つよう配慮を行う立法措置を講じることについてまでの意見の一致は得られなかった。

したがって、このような意見があることを踏まえた必要な検討はなされていくものと御理解いただき、原案のとおりとしたい。

ウ 警察において、子どもを対象とする暴力的性犯罪の再犯防止を図るため、法務省からそれらの前歴者の出所情報の提供を受け、出所後の

居住状況等の定期的な確認を含めた対策に努める。【警察庁】

(2) 犯罪被害者等に関する情報の保護

ア 法務省において、証拠開示の際に証人等の住居等が関係者に知られることがないように求める制度について、また、性犯罪の被害者等について公開の法廷では仮名を用いる運用がなされていることについて周知を徹底するとともに、検察官等の意識を向上させる。【法務省】

イ 法務省において、一定の場合に、起訴状朗読の際、被害者の氏名等を朗読しないこととするなど、公開の法廷において被害者の氏名等を明らかにしないようにする制度、検察官又は弁護人が、証拠開示の際に、相手方に対して、被害者の氏名等が関係者に知られないようにすることを求めることができる制度の導入に向けた検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。【法務省】

(上記「(2)イ」に対する構成員意見)

イ 法務省において、性犯罪等の被害者について、一定の場合に、起訴状朗読の際、被害者の氏名等を朗読しないこととするなど、公開の法廷において被害者の氏名等を明らかにしないようにする制度、検察官又は弁護人が、証拠開示の際に、相手方に対して、被害者の氏名等が関係者に知られないようにすることを求めることができる制度の導入に向けた検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。【法務省】

(上記意見に対する内閣府意見)

法務省意見のとおり、修正することとしたい。

(上記「(2)」に対する構成員意見)

被害者の氏名、住所、職業がポイントとなって、これを弁護人に知らせないと弁護人の防御権を侵害するおそれがある時は、公判の事前準備の際に、裁判官の命令で、被害者の氏名、住所、職業などを弁護人に知らせるようにすればよいと考える。

(上記意見に対する内閣府意見)

原案では、被害者に関する一定の情報が被告人に知られないようにするこ

とや、公開の法廷において明らかにされることがないようにするなどの施策について盛り込まれており、原案のとおりとしたい。

ウ 総務省において、住民基本台帳の閲覧等については、「住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関する検討会」において犯罪被害者等の保護の観点も含めて十分な検討を行い、平成17年秋を目途に検討結果を整理し、必要な施策を実施する。【総務省】

エ 警察による被害者の実名発表、匿名発表について、犯罪被害者等の匿名発表を望む意見と、マスコミによる報道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表に対する要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別、具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮していく。【警察庁】

(3) 一時保護所の環境改善

厚生労働省において、児童相談所、婦人相談所による一時保護の適正な運用に努めるとともに、「子ども・子育て応援プラン」(平成16年12月24日少子化社会対策会議決定)により、平成21年度までに、虐待を受けた子どもと非行児童の混合処遇を改善すること等の個別対応できる一時保護所の環境改善を実施する。【厚生労働省】

(上記「(3)」に対する構成員意見(要旨))

「一時保護を要するのは、児童、婦人だけではなく、男性も必要である」旨述べ、賛同を得たが、これが入っていない。

(上記意見に対する内閣府意見)

第3回検討会における上記意見に関する岡村構成員の御発言等を踏まえ、「(4)」において、児童や女性に限らない被害者に対する被害直後の保護についての施策を盛り込んだところであり、原案どおりとしたい。

(4) 被害直後の保護及び再被害の危険回避のための施設に関する検討及び

施策の実施

児童虐待、DV、人身取引以外の犯罪等による被害者に対する被害直後の保護及び再被害の危険回避のための施設について、給付金の支給に係る制度の充実等（基本法第13条関係）に関して設置する検討の会において、必要な調査を行い、社会保障・福祉制度全体の中における犯罪被害者等に対する経済的支援制度のあるべき姿や財源と併せて検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。【内閣府・警察庁・法務省・厚生労働省】

（上記「(4)」に対する構成員意見）

関係省庁の見直しを含め、別途の検討の場を設けることとされたい。

（上記意見に対する内閣府意見）

児童虐待、DV、人身取引以外の犯罪等による被害者に対する被害直後の保護及び再被害の危険回避のための施設については、施設の公費による確保、住居の無償提供、転居費用・住居費用の補償等国による経済的支援制度の側面を有するため、原案どおりとしたい。

(5) 警察における再被害防止措置の推進

警察において、同じ加害者により再び危害を加えられるおそれのある被害者等を「再被害防止対象者」に指定して、防犯指導・警戒等を実施して行っている再被害防止の措置を推進する。【警察庁】

（構成員意見）

（6）警察における保護対策の推進

警察において、暴力団等から危害を被るおそれのある者を「保護対象者」に指定して、危害行為の未然防止の措置を推進する。（追加）

（上記意見に対する内閣府意見）

御意見を踏まえ、追加することとしたい。

(6) 再被害防止に向けた関係機関の連携の充実

ア DV被害者、人身取引被害者、虐待を受けている児童等の保護に関する警察、婦人相談所及び児童相談所等の連携について、現状に対する犯罪被害者等の意見・要望を踏まえ、一層充実していく。【警察庁・厚生労働省】

イ 警察庁及び文部科学省において、警察と学校等関係機関の通報連絡体制の活用、児童虐待防止ネットワークの活用、加害少年やその保護者に対する指導等の一層の充実を図り、再被害の防止に努める。

【警察庁・文部科学省】

(7) 児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備等

ア 警察において、子どもの死亡例に関する適切な検視の実施に資する教育、児童虐待の発見に資する指導・教育、児童の保護等を行う職員に対する虐待を受けた児童の特性等に関する教育等、職員の児童虐待に関する知識・技能の向上に努める。【警察庁】

(上記「(7)ア」に対する構成員意見)

ア 警察において、子どもの死亡例に関する適切な検視等の実施に資する教育、児童虐待の発見に資する指導・教育、児童の保護等を行う職員に対する虐待を受けた児童の特性等に関する教育等、職員の児童虐待に関する知識・技能の向上に努める。【警察庁】

(上記意見に対する内閣府意見)

警察庁意見のとおり、修正することとしたい。

イ 文部科学省において、学校教育関係者など、職務上虐待を受けている子どもを発見しやすい立場にある者が、虐待発見時に適切に対応できるよう、通告義務の周知徹底を図るなど、早期発見・早期対応のための体制の整備に努める。【文部科学省】

ウ 文部科学省において、平成17年度に、学校等における児童虐待防止に向けた取組を推進するため、国内外の先進的取組事例を収集・分

析する。【文部科学省】

(8) 児童虐待防止のために行う児童の死亡事例等の検証の実施

厚生労働省において、児童虐待防止のため、社会保障審議会児童部会の下に設置された「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」での児童の死亡事例等の検証を引き続き行っていく。【厚生労働省】

(9) 児童虐待・DVの早期発見のための医療施設における取組の促進

厚生労働省において、医療施設における児童虐待やDVの早期発見のための取組を促進するための施策を検討し、1年以内を目途に結論を出し、当該施策を実施する。【厚生労働省】

(10) 再被害の防止に資する教育の実施等

ア 法務省において、矯正施設における加害者に対する「被害者の視点を取り入れた教育」の内容の一層の充実を図り、再被害の防止に資するものとする。【法務省】

イ 文部科学省において、非行少年等の立ち直り支援を行う中で、再被害の防止に資するよう、加害少年の立ち直りを図っていく。【文部科学省】

ウ 文部科学省において、様々な機会を活用して全国的に開設して行う子育てに関する学習講座の中で、児童虐待の防止に資するよう、親等の学習支援を充実する。【文部科学省】

3 保護、捜査、公判等の過程における配慮の充実等（基本法第19条関係）

[現状認識]

犯罪被害者等は、当該犯罪等によって直接的に受ける被害に加え、その後、保護、捜査、公判等の過程で、必要にかかわらなければならない者達から配慮に欠けた対応を受けることによって、新たな精神的被害を受けることがある。こうした被害の防止への取組が必要であるとの指摘がある。

[今後講じていく施策]

（第19条「今後講じていく施策」に対する構成員意見）

最高裁判所において、「裁判所において、傍聴席の遮へい、犯罪被害者等への付き添い等について、被害者等の負担が軽減するよう、配慮する」を入れていただきたい。

（上記意見に対する内閣府意見）

検討会では、被害者が証人にならない場合の付添いや傍聴人への遮へい措置を講じることについてまでの意見の一致は得られなかった。また、そもそも基本計画は行政府の計画であり、裁判所の事項については、基本的に裁判所において別途対応いただくところである。

このような意見があることを踏まえた必要な検討はなされていくものと御理解いただき、原案のとおりとしたい。

(1) 職員等に対する研修の充実等

ア 警察において、採用時及びそれ以降各階級の役割に応じて行われる教育、専門的知識を必要とする職務に従事する実務担当者に対する教育・研修、被害者・遺族等を招請して行う講演会、被害者対策室担当者による各警察署に対する巡回教育、被害者支援の体験記の配布等、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図り、職員の対応の改善を進める。【警察庁】

（上記「(1)ア」に対する構成員意見）

ア 警察において、採用時及びそれ以降各階級の役割に応じて上位の階級又は職に

昇任した際に行われる教育、専門的知識を必要とする職務に従事する実務担当者に対する教育・研修、被害者・遺族等を招請して行う講演会、被害者対策室担当者による各警察署に対する巡回教育、被害者支援の体験記の配布等、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実に図り、職員の対応の改善を進める。【警察庁】

(上記意見に対する内閣府意見)

警察庁意見のとおり、修正することとしたい。

イ 法務省において、検察官、検察事務官に対する各種研修の機会における「犯罪被害者支援」等のテーマによる講義の実施、犯罪被害者早期援助団体への検察官の派遣、矯正施設職員に対する犯罪被害者団体等の関係者を招聘しての講義等の実施、更生保護官署職員に対する被害者支援の実務家等による講義、地方検察庁に配置されている被害者支援員を対象とする研修における犯罪被害者等に関する諸問題についての講義・講演及び討議の実施など、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実に図り、職員の対応の改善を進める。【法務省】

ウ 法務省において、検察幹部が犯罪被害者等の心情等に理解を深めるとともに、市民感覚を失い又は独善に陥ることを防止することに資するためのセミナーの実施、検察官（検事）に市民感覚を学ばせるため公益的活動を行う民間団体や民間機関に派遣する研修の実施等、研修内容を検討しつつより効果的な研修を実施し、職員の対応の改善に努める。【法務省】

(上記「(1)ウ」に対する構成員意見)

ウ 法務省において、検察幹部が犯罪被害者等の心情等に理解を深めるとともに、市民感覚を失い又は独善に陥ることを防止することに資するためのセミナーの実施、検察官（検事）に市民感覚を学ばせるため公益的活動を行う民間団体や民間機関企業に一定期間派遣する研修の実施等、研修内容を検討しつつより効

果的な研修を実施し、職員の対応の改善に努める。【法務省】

(上記意見に対する内閣府意見)

法務省意見のとおり、修正することとしたい。

エ 厚生労働省において、平成8年度から実施している医師、看護師、保健師、精神保健福祉士などを対象としたPTSD対策に係る専門家の養成研修会、平成13年度から実施している医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、児童相談員などを対象とした思春期精神保健の専門家の養成研修において、犯罪被害者等の治療、保護等を行う施設の職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための研修等の充実を図り、犯罪被害者等の治療、保護等を行う施設の職員の対応の改善を進める。【厚生労働省】

(上記「(1)エ」に対する構成員意見)

エ 厚生労働省において、平成8年度から実施している医師、看護師、保健師、精神保健福祉士などを対象としたPTSD対策に係る専門家の養成研修会、平成13年度から実施している医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、児童相談員などを対象とした思春期精神保健の専門家の養成研修を活用しにおいて、犯罪被害者等の治療、保護等を行う施設の職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための研修等の充実を図られるかどうか検討し、犯罪被害者等の治療、保護等を行う施設の職員の対応の改善を進める。【厚生労働省】

(上記意見に対する内閣府意見)

御意見を踏まえ、以下のとおり、修正することとしたい。

厚生労働省において、平成8年度から実施している医師、看護師、保健師、精神保健福祉士などを対象とした「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」、平成13年度から実施している医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、児童相談員などを対象とした思春期精神保健の専門家の養成研修の活用を含め、犯罪被害者等の治療、保護等を行う施設の職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための研修等の充実を図る方向で検討し、1年以内に結論を得て、犯罪被害者等の治療、保護等

を行う施設の職員の対応の改善を進める。【厚生労働省】

オ 厚生労働省において、看護教育の充実及び資質の向上を図るため、平成17年度から看護基礎教育のカリキュラム等改正に係る検討を行い、当該検討を踏まえた教育の実施等により、看護に関わる者の対応の改善を進める。【厚生労働省】

カ 厚生労働省において、民生委員に対し、犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための指導を実施していく。【厚生労働省】

キ 厚生労働省において、公的シェルターにおける犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための研修及び啓発を実施していく。【厚生労働省】

(2) 女性の捜査官の配備

警察庁において、性暴力被害者への対応等に資するよう、女性の捜査官の配備にさらに努める。

(構成員意見)

(2) 女性の捜査官女性警察官等の配備配置

警察庁において、性暴力性犯罪被害者への対応等に資するよう、女性の捜査官の配備警察本部や警察署の性犯罪捜査を担当する係への女性警察官等の配置にさらに努める。

(上記意見に対する内閣府意見)

警察庁意見のとおり、修正することとしたい。

(3) ビデオリンク等の措置の適正な運用

法務省において、裁判所におけるビデオリンク装置の配備の進展等を踏まえ、ビデオリンク等の犯罪被害者等の保護のための措置について周知徹底を図り、一層適正に運用されるよう努めていく。【法務省】

(4) 民事訴訟におけるビデオリンク等の措置の導入

民事訴訟においても、遮へい措置、ビデオリンク、付添いを民事訴訟法上認めることについて検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。【法務省】

(5) 警察における犯罪被害者等のための施設の改善

警察において、これまでに整備された被害者専用の事情聴取室の活用のほか、被害者対策用車両の整備を進めるなど、施設等の改善に努める。

【警察庁】

(6) 検察庁における犯罪被害者等のための待合室の設置

法務省において、庁舎の建て替えを予定している検察庁では、被害者専用待合室を設置し、それ以外の検察庁については、スペースの有無、設置場所等を勘案しつつ、専用待合室の設置について検討をしていく。【法務省】

(7) 日弁連等における自主的な研修の充実

(政府の施策ではないが)日弁連及び各弁護士会において、自主的に、犯罪被害者等の心情理解及び犯罪被害者等支援に関する弁護士への研修を充実する。